平成２２年（フ）第５７号
三重県尾鷲市向井308番地９
債務者　野田　　博
１　決定年月日時　平成22年12月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
　　津地方裁判所熊野支部

平成２２年（フ）第３９２号
茨城県つくば市吾妻４丁目14番地５　ヴィラエスポワール吾妻406号
債務者　山田　孝子
１　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
　　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第４２３号
茨城県土浦市下高津２丁目13番23号
債務者　赤羽　浩子
１　決定年月日時　平成22年12月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
　　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第４２８号
茨城県小美玉市栗又四ケ2378番地９、前住所茨城県鉾田市串挽320番地３
債務者　長峰ゆき江
１　決定年月日時　平成22年12月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
　　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第４３１号
茨城県石岡市東石岡４丁目９番３―202号
債務者　峯　　友紀
１　決定年月日時　平成22年12月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
　　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第６５５号
埼玉県越谷市大字南荻島60番地４　藤和シティコープ北越谷204
債務者　鈴木　美穂
１　決定年月日時　平成22年12月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
　　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第９２１号
埼玉県ふじみ野市上福岡６丁目10番７号ジュネパレス207、前住所埼玉県ふじみ野市丸山２番４号
債務者　山本　紀之
１　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
　　さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第９３４号
埼玉県川越市大字久下戸１番地１　川越久下戸団地１号棟208号室
債務者　野口　広子
１　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
　　さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第３２２号
釧路市大楽毛南４丁目４番24号
債務者　小濱　智子（旧姓中村・我妻）
１　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月９日午前９時30分
　　釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第３３４号
釧路市大楽毛西２丁目31番1506号　大楽毛公営住宅Ｋ１―30号室
債務者　淵崎　晶子
１　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月９日午前９時30分
　　釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第３４７号
釧路市白樺台１丁目19番113号　ＷＢ３―113
債務者　小林　　稔
１　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月９日午前９時30分
　　釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第３２６４号
横浜市旭区善部町３番地27
債務者　野口香菜子
１　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月８日午後４時
　　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４５９号
北海道上川郡当麻町中央２区
債務者　佐伯恵美子
１　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月23日午後１時10分
　　旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４６５号
北海道旭川市末広５条11丁目４番23号
債務者　大橋　達也
１　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月16日午後１時10分
　　旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４９９号
北海道旭川市末広東１条１丁目３番22号
債務者　上神田　篤
１　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月16日午後１時10分
　　旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５０６号
北海道旭川市豊岡15条６丁目３番５―556号市住556号
債務者　横山　祐一
１　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月16日午後１時10分
　　旭川地方裁判所民事部